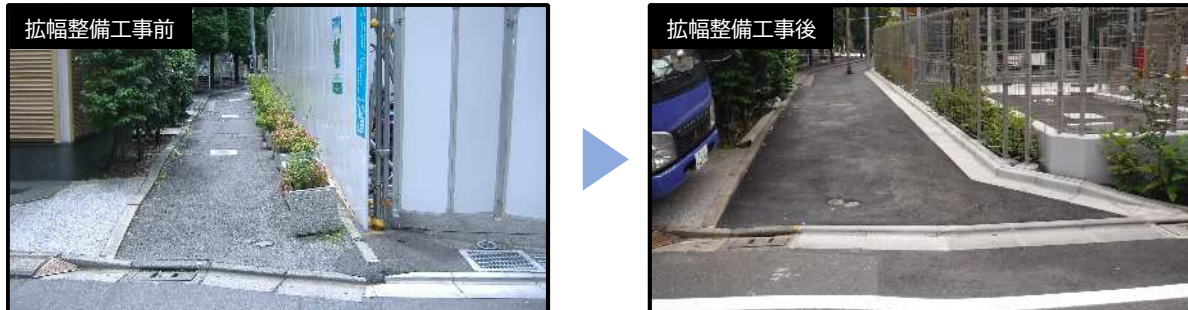


2項道路に接した敷地で、建築物を新築・増築する際には、確認申請前に必ず『2項道路中心線の判定協議』が必要です。

新築・増築に伴い、現地を拡幅される場合は、後退部分の整備方法や助成金の交付について、港区細街路拡幅整備要綱に基づき拡幅整備協議が別途必要です。



1 協議内容

- 建築基準法第42条2項の規定による道路位置
(例：道路の中心位置、道路後退線の位置、終端の位置、種別が未判定の道路等)

2 提出書類

①～⑥を各一部提出ください。

提出方法は「窓口への持参」もしくは「郵送」でお願いします。

① 現場案内図

… 住宅地図等、現地で敷地の場所が特定できるもの。

② 公図の写し

… 申請地の地名地番が明確になっているもの。分合筆の状況が分かるよう申請日の直近のもの。

③ 土地の登記事項証明書、地積測量図

… 登記事項証明書は申請地のもの、地積測量図は申請地及び隣地、対岸地について取得できるもの。
②と共に、登記情報証明サービスにて取得したもので可。

④ 現況測量図

… 確認申請予定地及び前面道路の直近の現況測量図。記載例を裏面に示す。

⑤ その他

… 区で閲覧できる建築計画概要書、境界(区域)確定図、道路台帳以外の道路に関する資料の写し。
(例：民々間の境界確認書、借地分割図、過去の現況実測図等)

⑥ 担当者連絡先(名刺等)

3 協議手順

協議の流れは下記のとおりとなります。

協議期間は「1. 判定の依頼」から「3. 中心線の決定」まで概ね1～1.5ヵ月です。



4 問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 港区役所
街づくり支援部 開発指導課 開発指導係・細街路担当 03-3578-2354・2228(直通)

現況測量図の記載例

- 図面はA3:1/100(もしくは1/200)としてください。敷地全体が収まらない場合はご相談ください。
- 方位、申請地の住所、道路現況物(L型側溝背面、塀、縁石、エラストイト、目地、鉋、金属標等)を記載してください。
- 敷地両端部及び曲がり点での現況寸法を記載してください。
- 申請地前面及び対岸地、周辺地で境界(区域)確定がされている(もしくはその予定がある)場合、確定(予定)線の位置を復元し、記載してください。
- 現況物、境界(区域)点、復元点について、座標一覧表を記載してください。

